

新医療保障保険（団体型）ご加入（増額）のおすすめ

【新医療保障保険（団体型）】 パンフレット（契約概要、注意喚起情報）

従業員の万が一に備え、制度の導入・資金の準備は万全ですか？

優秀な人材を確保するために！

「安心して働ける職場環境づくり」や「福利厚生制度の充実」は、企業（事業所）の経営戦略に欠かせない『優秀な人材』の確保・定着につながります。

企業（事業所）が安定成長を遂げるために！

見舞金制度などを準備するとともに、保険で突然のキャッシュアウトに備えましょう。



毎月保障の見直し（ご加入・脱退、保障金額の変更）の機会があります。

※加入者数など一定の基準を満たさない場合は、制度発足できません。

【意向確認のお願い】ご加入（増額）の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容は各企業（事業所）の意向に沿った内容となっていますか？
- 選択された保障金額・掛金、およびその他の商品内容は各企業（事業所）の意向に沿った内容となっていますか？

<被保険者の同意確認>

この保険制度は、各企業（事業所）単位で加入対象者全員が加入いただく制度です。（加入に同意されない方を除きます。）お申込みにあたっては、加入（増額）対象者全員へこのパンフレットに記載の契約内容および個人情報の取扱について通知のうえ、被保険者となることへの同意確認を行っていただきます。同意確認は加入（増額）対象者の押印をもって行います。

	申込書提出締切日	保障（責任）開始日
申込書提出締切日・ 保障（責任）開始日	①契約時：2022年3月11日（金）	①契約時：2022年6月1日（水）
	②2022年6月15日（水）	②2022年7月1日（金）
	③上記②以降：原則毎月15日	③上記②以降：申込書提出締切日の翌月1日
	①・②・③の申込書提出締切日に対応した保障（責任）開始日となります。 ※この保険の保険期間は2022年6月1日から2023年5月末日までの1年間です。保障される期間は上記、保障（責任）開始日から2023年5月末日までとなります。	
申込書提出先	協同組合事務局 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。	

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。
保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である全国舞台テレビ照明事業協同組合に配付されています。

団体番号：0417165

新医療保障保険（団体型）を活用することによって、
見舞金等の財源を確保できます！

お手頃な掛金

団体（協会・共済会等）が保険契約者となるため、各企業（事業所）
単位での契約と比べると契約の規模が大きくなり、スケールメリット
を生かした**お手頃な掛金**で、保障が準備できます。

保険料は全額損金算入

法人（個人）事業所が負担した保険料（掛金から制度運営費を除いた
額）は**全額損金（必要経費）算入**となります。
また、従業員の方にも**所得税はかかりません**。
詳細はP4をご覧ください。

配当金も魅力

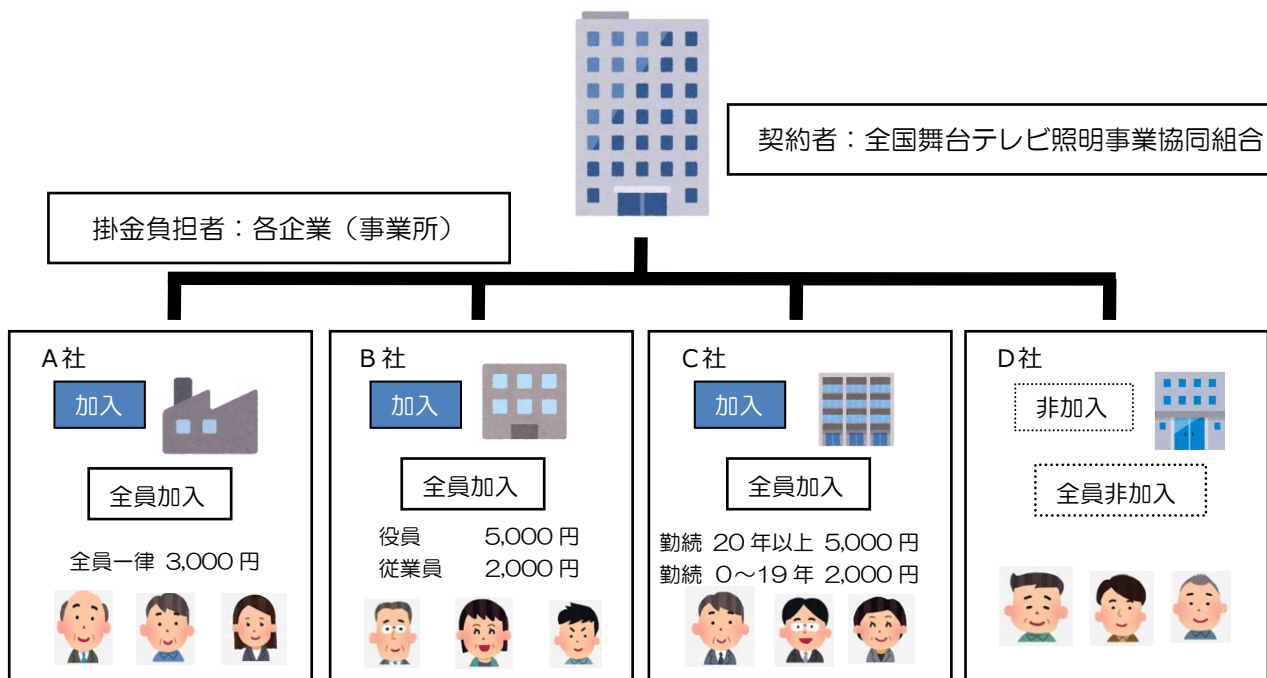
剰余金が生じた場合は、配当金が支払われ**実質の負担額が軽減**
されます。詳細はP5をご覧ください。
なお、将来お支払いする配当金は変動し、0<ゼロ>となる可能性もあります。

申し込み手続きが簡単

簡単な告知のみで、医師の診査は必要ありません。
健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。

制度イメージ（例）

この保険制度は、各企業（事業所）単位で加入対象者全員が加入いただく制度です。



契約概要

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。
加入（増額）の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

保険の名称

新医療保障保険（団体型）

特約：新医療保障保険（団体型）用特定疾病・部位不担保特約

保険のしくみ

■病気やケガによる所定の入院・手術などの保障を準備します。

加入例：入院給付金日額**5**千円に加入した場合

お支払いする給付金	お支払いするとき（※）	入院給付金日額5千円の場合の支払額
入院給付金	病気やケガの治療のために「1日以上入院」をした場合	5 千円×入院日数 【入院給付金日額×入院日数】 【1回の限度：120日、通算限度：1,095日】
入院一時給付金	病気やケガの治療のために「1日以上入院」をした場合	1回の入院について ⇒ 2.5 万円 【入院給付金日額の5倍】 【支払回数限度30回】
手術給付金	病気やケガの治療のために所定の手術を受けた場合	入院中の手術 ⇒ 10 万円 【入院給付金日額の20倍】 外来での手術 ⇒ 2.5 万円 【入院給付金日額の5倍】
放射線治療給付金	病気やケガの治療のために所定の放射線治療を受けた場合	5 万円 【入院給付金日額の10倍】 【お支払いは60日間について1回】
骨髄ドナー給付金	責任開始の日から1年経過した日以後に骨髄ドナー（提供者）として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合	10 万円 【入院給付金日額の20倍】 【支払回数限度1回】

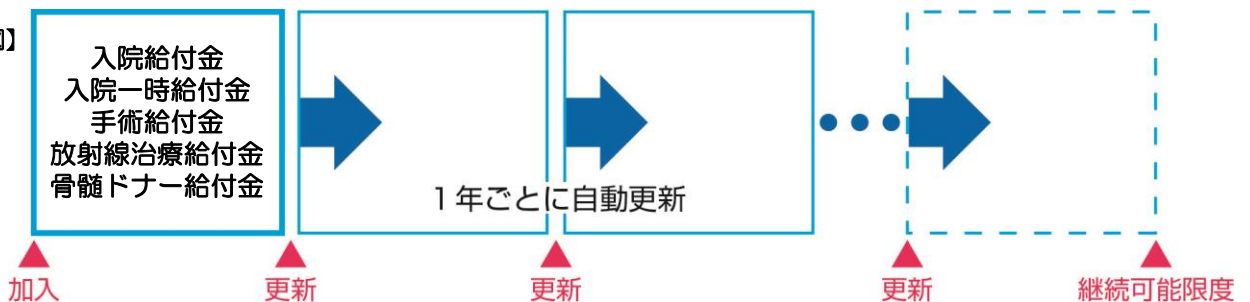
（※）**保障内容（お支払いする給付金）の詳細はP6の「保障内容【支払事由】」、お支払いの対象とならない場合についてはP11の「給付金をお支払いできない場合」を参照ください。**

■団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。

■保険期間は1年ですが、更新によりP5の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。

■掛金を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



入院給付金日額・掛金表

保障金額の設定は次のいずれかとなります。

- ① 加入対象者全員について、一律の保障金額を設定してください。
- ② 加入対象者について、職種や役職などの合理的基準に応じた保障金額を設定してください。

【ご注意】記載の掛金は概算掛金です。

保障金額	入院給付金日額		2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
	掛金 (月額)	15歳～19歳	2002.12.2 ～ 2007.12.1 生	300 円	450 円	600 円
20歳～24歳		1997.12.2 ～ 2002.12.1 生	400 円	550 円	750 円	900 円
25歳～29歳		1992.12.2 ～ 1997.12.1 生	500 円	700 円	950 円	1,200 円
30歳～34歳		1987.12.2 ～ 1992.12.1 生	550 円	850 円	1,100 円	1,400 円
35歳～39歳		1982.12.2 ～ 1987.12.1 生	600 円	900 円	1,200 円	1,500 円
40歳～44歳		1977.12.2 ～ 1982.12.1 生	650 円	950 円	1,250 円	1,550 円
45歳～49歳		1972.12.2 ～ 1977.12.1 生	750 円	1,100 円	1,450 円	1,800 円
50歳～54歳		1967.12.2 ～ 1972.12.1 生	950 円	1,400 円	1,850 円	2,300 円
55歳～59歳		1962.12.2 ～ 1967.12.1 生	1,300 円	1,900 円	2,550 円	3,150 円
60歳～64歳		1957.12.2 ～ 1962.12.1 生	1,750 円	2,650 円	3,500 円	4,400 円
65歳～69歳		1952.12.2 ～ 1957.12.1 生	2,400 円	3,600 円	4,800 円	6,000 円
70歳		1951.12.2 ～ 1952.12.1 生	2,950 円	4,400 円	5,850 円	7,300 円
71歳		1950.12.2 ～ 1951.12.1 生	3,100 円	4,650 円	6,200 円	7,750 円
72歳		1949.12.2 ～ 1950.12.1 生	3,300 円	4,950 円	6,600 円	8,250 円
73歳		1948.12.2 ～ 1949.12.1 生	3,550 円	5,300 円	7,050 円	8,800 円
74歳		1947.12.2 ～ 1948.12.1 生	3,750 円	5,650 円	7,500 円	9,400 円
75歳	1946.12.2 ～ 1947.12.1 生	4,000 円	6,000 円	7,950 円	9,950 円	

(注1) 掛金は毎年更新時に見直され、変更されることがあります。

(注2) 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2022年6月1日(契約日)時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

掛金について

- 掛金は各企業(事業所)の負担で前月払です。毎月の掛金は前月末日までに組合所定の振込用紙にて指定口座へ払い込んでください。なお、月の途中で脱退された場合は、残余期間を保障し掛金は返金いたしません。
- 掛金は性別に関係なく、年齢・入院給付金日額により定まります。
- **掛金表に記載の掛金は概算掛金(月額)です。**
- 確定掛金は5月頃決定します。表紙の申込書提出先までご照会ください。
- 掛金は保険料と制度運営費で構成されており、掛金から保険料を除いた額が制度運営費となります。制度運営費については表紙の申込書提出先までご照会ください。
- 確定掛金はこの保険期間中は一定ですが、毎年更新時に加入状況等にもとづき保険契約ごとに再計算するため変更されることがあります。
- 掛金は毎年更新時に見直されます。
- **掛金は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。**

新規加入（増額）できる方【加入資格】

（年齢は2022年6月1日（契約日）時点の年齢）

加入対象者	満14歳6か月超、満70歳6か月以下の組合員およびその役員・従業員（組合役員・事務職員含む）
-------	--

- 健康状態によっては、加入（増額）できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には給付金は支払われません。加入後に加入対象者でなくなった場合には申込書提出先までご連絡ください。

責任開始日・保険期間

	申込書提出締切日	保障（責任）開始日
申込書提出締切日	①契約時：2022年3月11日（金）	①契約時：2022年6月1日（水）
責任開始日	②2022年6月15日（水）	②2022年7月1日（金）
	③上記②以降：原則毎月15日	③上記②以降：申込書提出締切日の翌月1日
保険期間	この保険の保険期間は2022年6月1日から2023年5月末日までの1年間です。保障される期間は上記、保障（責任）開始日から2023年5月末日までとなります。 （注）増額の場合、増額部分の保障期間です。原則、毎年自動的に更新されます。	
継続可能限度	満75歳6か月を迎えた保険期間の最終日 （注）脱退事由（下記の「制度からの脱退等」参照）に該当した場合は継続できません。	

受取人

- 給付金受取人は、本人（主たる被保険者）となります。
（注）給付金の支払事由が生じた後に本人が給付金を請求しないまま死亡したときは、本人の法定相続人が受取人となります。

制度からの脱退等

- お申出により各企業（事業所）単位で制度から脱退することができます。（各企業（事業所）単位で加入者全員が脱退することとなります。）被保険者単位でのお申出による脱退はできません。
（注）制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、掛金が払い込まれた期間の最終日までは保障します。
- 次の脱退事由に該当した場合には被保険者単位で制度から脱退いただくことになります。
死亡した場合、退職した場合など

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、引受保険会社の給付金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。
- 配当金は保険料を負担した各企業（事業所）にお支払いいたします。

保障内容【支払事由】

給付金は**いずれも保険期間中（責任開始日以後）に支払事由に該当した場合に支払われます**。各給付金（骨髄ドナー給付金を除く）は、責任開始日以後の被保険者の病気またはケガの治療を目的とし、病院または診療所（P8【別表1】）において入院、手術等を受けた場合お支払いの対象となります。

実際のお支払いは、給付金のお支払いの請求を受け、第一生命が判断します。

（注1）給付金が支払われない場合は、注意喚起情報の「6.給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

（注2）死亡や通院に対する保障はありません。

（注3）給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

給付金種類	支払事由	支払額	支払限度
入院給付金	病気やケガの治療のために1日以上入院（※1）をした場合	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院（※2）：120日 通算：1,095日
入院一時給付金	入院給付金が支払われる入院をした場合	入院給付金日額の5倍	1回の入院につき：1回（※3） 通算：30回
手術給付金	病気やケガの治療のために次のいずれかの手術を受けた場合 ・公的医療保険の手術料の算定対象となる手術（P12【別表2】の手術を除く） ・先進医療に該当する手術（※4）	入院中の手術（※5） 入院給付金日額の20倍 外来での手術（※6） 入院給付金日額の5倍	なし
放射線治療給付金	病気やケガの治療のために次のいずれかの放射線治療を受けた場合 ・公的医療保険の放射線治療料の算定対象となる放射線治療 ・先進医療に該当する放射線照射または温熱療法（※4）	入院給付金日額の10倍	なし ただし、60日間について1回（※7）
骨髄ドナー給付金	責任開始日から1年経過した日以後に骨髄ドナー（提供者）として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合	入院給付金日額の20倍	1回のみ

《給付金の留意事項》

（※1）1日以上入院

「1日以上入院」には「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。支払対象となる「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払いの有無などを参考に第一生命が判断します（たとえば、医療機関の領収書などで確認します）。

（※2）1回の入院

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、それらの入院が同一の原因によるものであるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなし、各入院の日数を合算して支払限度（120日）を適用します。たとえば、それぞれの入院の原因が病気とケガであった場合でも「1回の入院」とみなします。

例 病気とケガにより2回以上入院した場合の入院給付金について、入院給付金が支払われる最終の入院（下図入院①）の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院（下図入院②）は、①と②の入院原因が同一の原因であるか否かにかかわらず「1回の入院」とみなし、各入院の日数を合算してお支払限度を適用します。



●入院①と入院②は日数を合算してお支払限度を適用します。

（※3）上記「例」のような2回以上の入院が「1回の入院」とみなされる場合は、入院一時給付金のお支払いは1回限りとなります。

(※4) 支払対象となる先進医療

お支払いの対象となる先進医療は、手術または放射線治療を受けた時点において、以下の条件すべてを満たすものに限り
ます。したがって、医療行為、症状、医療機関等によっては、給付金をお支払いできないことがあります。

- ・厚生労働大臣が定める先進医療技術であること
- ・先進医療技術ごとに定められた適応症（対象となる疾患・症状など）に対するものであること
- ・先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する医療機関で受けたものであること

お支払いの対象となる先進医療の最新の内容は、第一生命ホームページの先進医療情報ステーションをご覧ください。

(※5) 入院中の手術

「入院中の手術」とは、「入院給付金が支払われる入院中」に受けた手術のことです（「1回の入院」または通算の支払限
度を超えて入院したことにより、入院給付金が支払われない入院中に受けたものも含まれます）。

(※6) 外来での手術

「外来での手術」とは、上記「入院中の手術」に該当しない手術のことです。なお、手術後に休憩室・回復室・診察ベッ
ド等で安静を取ったとしても、「外来扱」の場合は、入院給付金が支払われる入院に該当しないため、手術給付金は入院給
付金日額の5倍となります。

(※7) お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を
受けた日からその日を含めて60日間については、放射線治療給付金はお支払いしません。

《手術給付金に関するお支払いの制限》

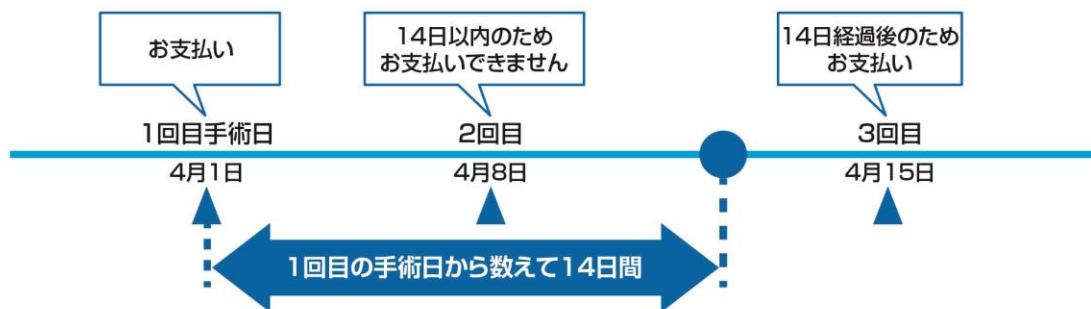
■一定期間内に同一の手術を複数回受けても、手術給付金は1回のみのお支払いとなる場合

以下に該当する手術は、最初に手術を受けた日から数えて14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回につい
てのみお支払いします。金額が同じ場合は、いずれか1回のお支払いとなります。

□医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術

□手術給付金のお支払いの対象となる先進医療に該当する手術

例 右腎結石に対する体外衝撃波結石破砕術を外来で複数回受けた場合



■手術料が1日につき算定される診療行為を受けた場合

「医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為」（※）を2日以上にわ
たって受けた場合、初日に受けた診療行為のみが手術給付金のお支払いの対象となります。

(※) 平成27年12月現在、大動脈バルーンパンピング法、人工心肺などが該当します。

(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

例 急性心筋梗塞で大動脈バルーンパンピング法を受けた場合



■お支払いの対象となる手術を同じ日に2以上受けた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給
付金をお支払いします。

＜放射線治療に関するお支払いの制限＞

- お支払いの対象となる放射線治療を同じ日に2以上受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- お支払いの対象となる放射線治療で、放射線を常時照射する治療（放射性物質の体内への埋込等により放射線を絶えず照射し続ける治療）を2日以上にわたって継続して受けた場合、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として、その開始日に受けたものとみなして放射線治療給付金をお支払いします。

【別表1】

病院または診療所とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）、またはこれと同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設をいいます。ただし、手術給付金、放射線治療給付金および骨髄ドナー給付金については、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL：03-3216-1211（大代表）

主な税法上の取扱（この保険について想定される一般的なお取り扱いです）

■保険料

◇法人事業所の場合

役員・従業員のために法人が負担した保険料（掛金から制度運営費を除いた額）は全額損金に算入し、その金額は役員・従業員の所得税の対象ではありません。
（法人税法基本通達9-3-5、所得税基本通達36-31の7）

◇個人事業所の場合

従業員のために個人事業主が負担した保険料（掛金から制度運営費を除いた額）は全額必要経費に算入し、その金額は従業員の所得税の対象ではありません。
（所得税基本通達36-31の7）
自身のために個人事業主が負担した保険料（掛金から制度運営費を除いた額）は介護医療保険料控除の対象となります。
（対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。）
（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

■給付金

非課税となります。（所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21）

（注）税務のお取り扱いについては、2021年10月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

個人情報取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、就業状況、現在および過去の傷病歴等）〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用（※1）します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※2）の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※2）の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されることがあります。

（※1）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

（※2）各種商品・サービスの詳細は第一生命保険株式会社のホームページをご覧ください。

----- ここまでが契約概要となります -----



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1

告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された書面（告知書）で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

- 指定された書面（告知書）をご提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、給付金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

- P15の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴や保険金・給付金受領内容等（第一生命とその他の団体保険契約・個人保険契約を含みます）によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめ了承ください。

2 責任開始について

- 提出された加入申込書（告知書）にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定（承諾）する権限（代理権）はありません。

3 クーリング・オフ（お申込みの撤回）の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ（お申込みの撤回）の適用はありません。

4 脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5 支払事由に関する規定の変更について

法令などの改正または医療技術の変化が、手術給付金、放射線治療給付金または骨髄ドナー給付金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと引受保険会社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および給付金額を変更することなく支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨をお知らせします。



6

給付金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について給付金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合

入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・入院一時給付金

- ◇ 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ◇ 給付金受取人の故意または重大な過失によるとき（家族特約の場合）
- ◇ 被保険者の犯罪行為によるとき
- ◇ 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ◇ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ◇ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ◇ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ◇ 被保険者の薬物依存によるとき
- ◇ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（注）

(注) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて給付金を全額または削減して支払います。

- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に給付金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または給付金の不法取得目的・他人に給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合

入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・入院一時給付金

- ◇ 病気やケガの治療を目的としたものでないとき
(美容上の処置、正常分娩、病気を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査のための入院・手術など)
- ◇ 責任開始日より前に発病していた病気(※)、または発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき

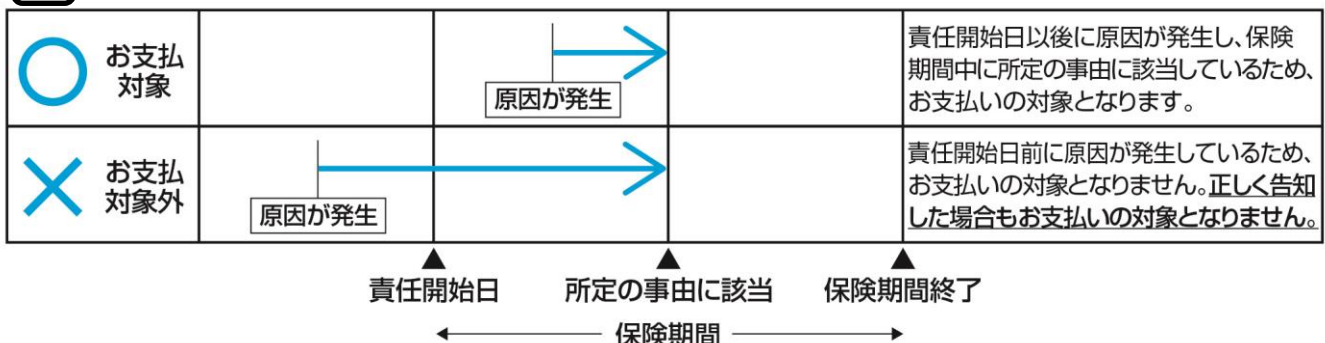
(下記の例参照)

ただし、責任開始日から起算して2年を経過した後に開始した入院、手術または放射線治療は、お支払いの対象となることがあります。

(※) 「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につきのいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 医師の診療を受けたことがある。
- ・ 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- ・ 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例



入院給付金

◇診療が外来扱のときや、骨髄ドナー（提供者）として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けるための入院のとき

手術給付金

◇公的医療保険の手術料の算定対象となる手術のうち、後記【別表2】に該当する手術のとき

◇受けた先進医療が以下に該当するとき

- ・診断および検査を直接の目的とした診療行為
- ・注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為

◇公的医療保険の手術料の算定対象とならないもので、かつ先進医療の手術にも該当しない手術のとき（レーザー屈折矯正手術（レーシック）や持続的胸腔ドレナージなど）

◇手術が約款に定める手術に該当しない場合

- ・「医科診療報酬点数表」に輸血料、検査料、処置料の算定対象として列挙されている診療行為

放射線治療給付金

◇血液照射（輸血用血液に対して放射線照射を行うもの）のとき

◇放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けたとき

骨髄ドナー給付金

◇骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合や、臍帯血からの臍帯血幹細胞の採取のとき

◇責任開始日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき

【別表2】

手術名	手術の概要
■創傷処理	傷・ケガをきれいにする治療行為（縫合処理を含む）
■皮膚切開術	うみの部分などを切開する手術
■デブリードマン	メス、鋏（はさみ）またはピンセットなどを用いて、汚染した部分を除去して傷口をきれいにする手術
■骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術	メスを使わないで、皮膚の上から骨折や脱臼を、もとの状態に戻す方法
■涙点プラグ挿入術	眼の乾燥を防ぐ目的で、涙が排出される涙点にプラグ（栓）を挿入する手術（適応症：ドライアイなど）
■鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術	花粉症やアレルギー性鼻炎の治療などを目的に、レーザーなどで鼻の粘膜を焼く手術
■抜歯手術	歯を抜く手術
■歯科医師のみが行うことが出来る手術	歯科診療報酬点数表にのみ手術料の算定対象として列挙されている手術

7

保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の給付金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の給付金額が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820

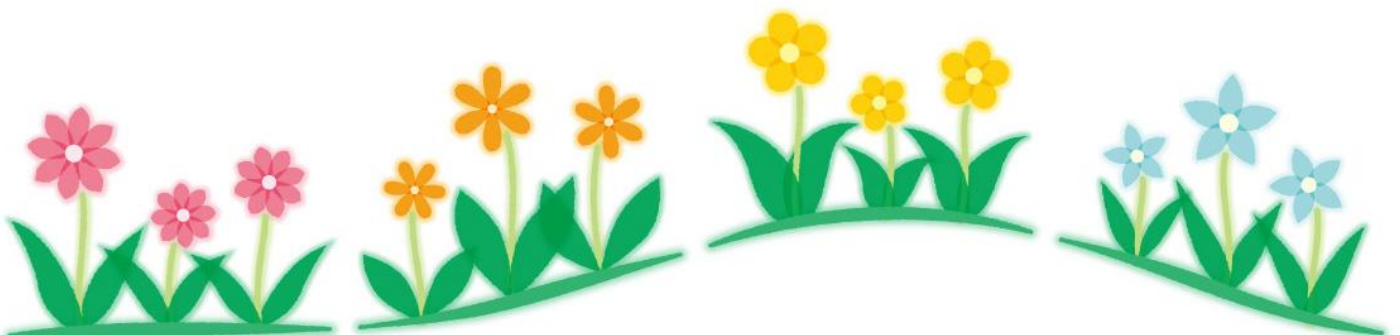
※受付時間 月～金曜日 9：00～12：00、13：00～17：00
 （土・日・祝日・年末年始を除く）
 ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

8

ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については表紙の申込書提出先へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでが注意喚起情報となります -----



医療保障保険契約内容登録制度について

医療保障保険契約に関する所定の情報は、一般社団法人生命保険協会（「協会」）に登録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険（団体型）には、新医療保障保険（団体型）を含むものとします。

※引受保険会社は、協会、協会加盟の他の各生命保険会社とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、医療保障保険契約に関する所定の情報（被保険者名、治療給付率、入院給付金日額等）を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、協会から各生命保険会社に提供され、各生命保険会社において前述の目的のため利用されることがあります。

●医療保障保険契約内容登録制度の概要

1. 医療保障保険（団体型・個人型）に契約した場合、生命保険会社からの連絡により、協会に医療保障保険（団体型・個人型）に関する次の事項が登録されます。
 - （ア）被保険者の氏名、生年月日および性別
 - （イ）保険契約の種類＜医療保障保険（団体型・個人型）＞
 - （ウ）治療給付率
 - （エ）入院給付金日額
 - （オ）保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
 - （カ）保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市郡区まで）
 - （キ）契約日
2. 各生命保険会社は、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合には、そのお申込みについて協会にこれらの登録内容を照会し、協会からその結果が連絡されて、医療保障保険（団体型・個人型）契約お引受けの参考とさせていただくことになっております。
3. この結果、同じ被保険者について既に医療保障保険（団体型・個人型）契約がある場合、あるいは、そのお申込みがなされている場合には、新たな医療保障保険（団体型・個人型）に加入できないことがあります。
4. 登録の期間およびお引受けの参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時または医療保障保険（団体型）契約のその被保険者に対する部分の消滅時までとし、各生命保険会社は連絡された内容を医療保障保険（団体型・個人型）契約お引受けの参考とする以外に用いることはありません。また、協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開いたしません。
5. 契約者または被保険者は登録または連絡された内容について引受保険会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違している場合には、その訂正を申出することができます。


第一生命お問い合わせ先

給付金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の給付金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部

(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-709-471**

※受付時間 月～金曜日 9：00～17：00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、給付金をもれなくご請求いただくために、被保険者様およびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容をご確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先


■告知について

■当紙面(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と表紙右下の団体番号(7桁)をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部

(団体保険総合受付フリーダイヤル)

 **0120-005-328**

※受付時間 月～金曜日 9：00～17：00
(土・日・祝日・年末年始を除く)